

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	片 山	一 歩
同	明 石	直 樹

令和 3 年度監査委員監査結果報告の提出について

(契約事務及び支出事務 [業務委託])

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

契約事務及び支出事務（業務委託）に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項の規定に基づく財務監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

契約事務及び支出事務（業務委託）

- ・ 令和 2 年度に支出があった業務委託に関する契約事務及び支出事務を対象とした。

2 対象所属

全局室（I R 推進局、大阪都市計画局及び万博推進局を除く。）

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 契約事務及び支出事務に係る内部統制が有効に機能せず、目的が達成されないリスク	ア 過去の監査指摘や報道発表等を踏まえて、契約事務に係る規程等は適切に整備され、運用されているか。	指摘事項1 指摘事項2 指摘事項3
	イ 過去の監査指摘や報道発表等を踏まえて、支出事務に係る規程等は適切に整備され、運用されているか。	指摘事項4

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ、書面の提出により実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 入札契約情報等の公表については是正を求めたもの

【人事室・都市交通局・政策企画室・危機管理室・経済戦略局・総務局・市民局・会計室・教育委員会事務局・行政委員会事務局に対して】

入札契約情報等の公表に関する要綱によれば、予定価格が100万円を超える業務委託契約について、発注見通し（当該年度の発注の見通し）及び入札契約情報（入札経過調書及び入札結果表）を公表することとされている。

しかし、今回の監査において、各所属で抽出した1件の契約について、発注見通し及び入札契約情報の公表状況を確認したところ、次のようなことが見受けられた。

- ・ 9所属（人事室・都市交通局・政策企画室・危機管理室・経済戦略局・総務局・市民局・会計室・行政委員会事務局）において、各所属で公表している発注見通しに該当契約が含まれていなかった。
- ・ 2所属（人事室・教育委員会事務局）において、該当契約の入札結果表が公表されていなかった。

これは、ルールが正確に周知徹底されていないこと、及び、ルールが適切に運用されるための仕組みが不十分であることが原因である。

現状では、契約事務における透明性が損なわれるリスク及び市民に説明責任を果たせないリ

スクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

〔指摘事項１〕

各所属は、発注見通し及び入札契約情報に関して、公表事項を所属内に通知するなどして周知徹底を行い、令和３年度において同様の公表漏れがないことを確認するとともに、適時適切に公表が行われる仕組みを構築し、それにより実施されたい。

２ 検討過程の文書記録について是正を求めたもの

【健康局及びこども青少年局に対して】

健康局契約事務審査会設置要綱によれば、契約事務審査会では業務委託契約において、契約管財局が定めた標準契約書を使用しない場合における当該契約書の使用に関する調査・審議することとされている。一方で、会長である経理課長が審議の必要性を認めない限り、総務局における法的リスク審査の実施を義務としない契約やすでに契約事務審査会で承認した契約と同種の契約である場合審議したものとみなすとされている。

健康局で抽出した１件の契約は標準契約書から加除修正を行っているものであるが、該当契約は過年度より単年度で契約しているものであり、令和２年度の契約書について、健康局は、平成２９年３月の契約事務審査会で承認されているものと同種の契約であることから、審議したものとみなすとしていた。

また、こども青少年局契約事務審査会設置要綱によれば、契約事務審査会では本市の定める標準契約書を使用しない場合における契約書に関する調査・審議することとされている。

こども青少年局で抽出した１件の契約は標準契約書から加除修正を行っているものであり、令和２年度の契約に際して、令和２年２月の契約事務審査会で標準契約書を使用しないことについての調査・審議を実施していた。該当契約は、過年度より単年度で契約しているものであり、令和２年度の契約書は平成２８年２月に当時の標準契約書から加除修正した内容についての法的リスク審査結果を資料として、調査・審議されていた。

標準契約書は、例えば、民法改正に伴う発注者解除権などの変更が行われており、両所属によれば、担当者が標準契約書の変更内容について、現在の契約書に反映することを検討し、その必要はないとの結論に至ったとのことであったが、その検討過程を示す文書記録が保管されていなかった。

これは、過年度と同じ契約書で問題ないと判断したことからその検討過程を残さなくてもよいと考えたことが原因である。

現状では、説明責任を果たせないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 2]

健康局及び子ども青少年局は、契約事務審査会での調査・審議を適切に実施するために、検討記録について適切に保管されたい。

3 仕様書における再委託の範囲の記載については是正を求めたもの

【福祉局及び行政委員会事務局に対して】

契約管財局及びICT戦略室による業務委託における再委託の取扱いについての通知によれば、業務委託契約では業務の全部を一括して第三者に再委託することを禁止しており、仕様書において、再委託できない主たる業務と再委託にあたり発注者の承諾を必要としない軽微な業務を明記することで、再委託が可能な範囲を明確にすることとされている。

しかし、福祉局及び行政委員会事務局で抽出した1件の契約について、仕様書を確認したところ、仕様書において再委託に関する記載が行われていなかった。また、行政委員会事務局の該当契約では、受注者から申請され、主たる業務ではないと判断された業務の一部について、再委託承諾書をもって再委託されていた。

これは、ルールが周知徹底されていなかったこと、及び、ルールが適切に運用されるための仕組みが不十分であることが原因である。

現状では、再委託の妥当性が不明確となり、契約事務の透明性が損なわれるリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 3]

福祉局及び行政委員会事務局は、再委託の範囲について仕様書に記載するよう所属内に通知するなどして周知徹底し、仕様書に再委託の範囲の記載が漏れない仕組みを構築し、それにより実施されたい。

4 概算払の精算時期については是正を求めたもの

【大阪港湾局に対して】

大阪市会計規則（昭和39年規則第14号）によれば、概算払を受けた者は、概算払に関する精算書を作成し、局長等に提出しなければならないとされ、局長等は、精算内容の精査及び過不足金の整理手続きを完了したときは精算報告書を作成し、これに精算書を添付して、当該精算報告書を受けた日から30日以内に出納員に送付しなければならないとされている。

しかし、大阪港湾局で抽出した1件の契約について、概算払の精算状況を確認したところ、令和3年3月31日付けで精算書を受領していたが、精算報告書の作成が令和3年5月12日と

なっていた。

これは、事業を担当する課で人事異動があり、ルールが正確に周知徹底されていなかったこと、及び、出納を担当する課で進捗管理を行うルールがあったが、人事異動があり、本件について確認が漏れたことが原因である。

現状では、適時に精算が行われず、残金の戻入や支払が遅れるリスクがある。
したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項4]

大阪港湾局は、事業担当課では支払の経過の確認できるチェックリストを作成するなどの仕組みを構築し、実施するとともに、出納担当課では進捗管理を行うルールが機能するようダブルチェックを行うことなど仕組みを拡充し、実施されたい。

第7 その他

横断的な監査に関する所見

今回、27の局室を対象として、各所属から1件の業務委託に係る契約を抽出し、その契約事務及び支出事務について、23の確認事項を設定し、横断的に監査を実施したものである。

その結果、第6での記載事項のとおり、是正又は改善が必要な事項は認められたものの、監査対象となった事務はおおむね適切に行われているものと認められた。

ただし、15の是正又は改善が必要な事項のうち、入札契約情報等の公表に係るものが10を占めていたことから、本市での契約事務においては、留意して実施することを期待する。